



納税困窮者の負担軽減を

高松 幸雄 議員

要件を満たせば適宜対応していく

総務部長

愛知県西尾張地方税滞納整理機構は市税等の滞納整理を行う専門組織であるが、徴収事務を市から機構に移管される対象となる人は。

総務部長 市税等の滞納額が30万円以上で、徴収困難で、納税資力があると認められる人である。

どの段階で滞納整理機構に移管されるのか。

総務部長 納期限後に督促や年2回の催告書の送付、徴収嘱託員が臨戸訪問し、予告通知兼催告書を送付しても期限までに納税や連絡がない場合は機構に引き継がれる。

滞納処分で差し押さえしている財産の売却を猶予し、分割納付を認める換価の猶予があるが、法に定められた換価の猶予による分割納付と法に定めのない分割納付がある。

その理由とその場合の延滞金はどうか。

総務部長 法に定められた換価の猶予は、猶予期間中の延滞金は9・1%が1・8%に軽減される。納期限が過ぎている場

合、直ちに全額を納税する義務がある。

法に定めがない分割納付は納税者の事情を考慮して認めるもので、期限内の納税者との公平性から正当な理由もなく延滞金を減免することはない。

すでに滞納している人も換価の猶予を適用すべきでは。

総務部長 換価の猶予は原則1年の範囲内の分納と完遂が条件で大変厳しいが、要件を満たせば適宜対応していく。

愛西市公立保育所は今後どうなるか

公立保育所4園で定員割れが続いている。今年の6月には私立1園が閉園になった。保育士の確保も困難な状況である。

愛西市保育所等基本方針検討委員会が設置されたが、実施状況と審議事項は。

子育て部長 公立保育所の運営方針を策定する背景、スケジュール、方

針の骨格、市の保育所を取り巻く現状、統合民営化の必要性、その具現化に向けた基本的方針をまとめた素案の審議を行った。



▲部屋で遊ぶ園児たち(佐屋中央保育園)